

■排水設備を大切に

1. 事業所の場合

下水道が整備されたら、どんな水でも下水道管に流せるというわけではありません。

川や海などに排水の水質基準があるのと同様に、下水道にも水質基準があります。下水道法に基づき一定の排水基準を定めています。基準以上の水質の悪い水を流すときは、除害施設を設置して、事前に汚水中の有害物質等を取り除いて、基準以下の水質にする必要があります。

なお、特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。

2. 排水設備の点検と簡易な修繕

排水口のつまりを直すとき	点検箇所	点検箇所の状態	処理のしかた
	① 排水口	汚水が流れないとき	排水口の近くでつまっていることがあります。市販のラバーカップでつまりを取り除いてください。
	② 中間ます	汚水が流れてこないとき	宅地内でつまっていますので、指定工事店に連絡して修理してください。
		汚水がたまっているとき	接続ますをしらべてください。
③ 接続ます	汚水が流れてこないとき	宅地内でつまっていますので、指定工事店に連絡して修理してください。	
	汚水がたまっているとき	下水道本官がつまっていることがありますので、役場に連絡してください。	

悪臭がするとき	点検箇所	点検箇所の状態	処理のしかた
	トイレの悪臭	④ 床トラップ	トラップ内に水がたまっていないとき
台所・風呂等の悪臭	⑤ 防臭ます	防臭ますの中にゴミがたまっているとき	防臭ますの中にゴミがたまると悪臭がします。月一回程度極きれなどで中に付着しているゴミ・汚物を引きあげたり、風呂の水をぬくときなどに、防臭ますをかき回すなどして、小さなゴミを洗い出してください。

